

担 保 提 供 書

平 成 年 月 日

殿

提供者(輸入者符号:

)

住所

TEL

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

印

代理人

住所

TEL

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

印

私(当社)が平成 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号 _____ により、
 (平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に) 輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける
 貨物に対する _____ のための担保を、下記のとおり提供します。

記

担保の種類及び表示		[個別、据置(官署別・一括)]	
担保金額	円	引取担保に係る提供額 引取担保に係る提供額の分割登録を希望する:	円
本税限度額	円	一月当たりの引取担保提供額	円
延滞税の額			関税法、国税通則法及び地方税法の所定の額

一括担保の場合、担保金額は、保証書(据置担保用)の宛先の各税關官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

担 保 預 り 証

上記の担保を預ります。

第	号(担保登録票番号第	号)
第	号(引取担保登録票番号第	号)
平成 年 月 日		

印

- (注)1. この担保提供書は、2部提出して下さい。
 2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。
 3. 欄は、記入しないで下さい。
 4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税關官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手續が不要となります。
 5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置(官署別・一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、該当するものを で囲んで下さい。
 6. 提供する担保を引取担保として使用する場合は、「一月あたりの引取担保提供額」欄に、特定月に係る引取担保の提供額(引取担保に係る提供額の2分の1の額の範囲内)を記入して下さい。
 なお、特例輸入者が、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「引取担保登録番号」を使用して下さい。
 7. 提供する担保を関税法第7条の8による担保(引取担保)及び納期限延長又は輸入許可前貨物引取承認の担保として使用する場合には、「担保金額」欄の()書に引取担保に係る提供額を記入して下さい。
 この場合、引取担保に係る提供額の分割登録を希望する場合は、にチェックをして下さい。
 8. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類(担保登録票を含む)を併せて提供して下さい。

税関様式C第3140号

申請番号

**保税 蔵置場
工 場 許可期間の更新申請書**

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(署 名)

関税法施行令第36条(第50条の2)の規定により、下記保税蔵置場(保税工場)の許可期間の更新を申請します。

記

保 税 蔵 置 場 (保 税 工 場) の 名 称	
所 在 地	
保税蔵置場(保税工場) の 許 可 を 受 け た 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
更新を受けようとする期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
更新を受けようとする事由	

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. この申請書は1通(税関支署を経由する場合は2通)提出して下さい。
3. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3150号

番 号

保税 蔵置場
工 場 許可期間の更新書

平成 年 月 日

殿

税 関 長

平成 年 月 日申請に係る保税 蔵置場
工 場 許可期間の更新申請については、
関税法第42条(第61条の4)の規定により下記のとおり更新したので通知する。

記

保 税 蔵 置 場 (保 税 工 場) の 名 称	
所 在 地	
保税蔵置場(保税工場) の許可を受けた期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
更 新 し た 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
更 新 に 伴 う 条 件	

(規格A4)

税関様式C第3160号

貨物収容能力増減等の届

平成 年 月 日
税関長殿届出者
住所
氏名(名称及び代表権者の氏名)

(署名)

関税法第44条第1項(第61条の4、第62条の15)の規定により下記のとおり

保税蔵置場

保税工場について貨物の収容能力の増減等をしたいので関係書類を添えて届けます。

総合保税地域

記

保税蔵置場 保税工場の名称及び 総合保税地域	
所 在 地	
貨物の収容能力の増減又 は改築移転その他の工事 の別(改築移転その他の 工事についてはその概要)	
変更前の延べ面積	平方メートル
変更しようとする 延べ面積(増減)	平方メートル
変更後の延べ面積	平方メートル
届出の事由	

- (注)1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表権者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税關へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. この届出書は2通(税關支署、出張所その他の官署に届け出る場合には3通)提出して下さい。
3. 不要の部分は抹消して下さい。
4. 改築、移転その他の工事を行おうとする場合は、「変更前の延べ面積」、「変更しようとする延べ面積」及び「変更後の延べ面積」の欄の記載は要しない。

(規格A4)

税関様式C第3170号

申請番号

滅却(廃棄)承認申請書

平成 年 月 日
税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

下記の物品を滅却(廃棄)したいので申請します。

適用法令	イ. 関税法第45条第1項(第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15) ロ. 関税法第65条第1項 ハ. 関税定率法第17条第5項 ニ. 関税定率法第20条第2項 ホ. 関税定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項			
	記号・番号	品名	個数	数量
	輸入許可税関		輸入許可等の年月日	
			輸入許可書等番号	
蔵置場所				
滅却(廃棄)の日時				
滅却(廃棄)の方法・場所				
積載船舶(航空機) の名称及び 入港年月日				
滅却(廃棄)の理由				

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。

2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。

3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。

4. 印の欄は該当する適用法令の記号を で囲んで下さい。

(規格A4)

税関様式C第3171号

包 括 滅 却 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第45条第1項(第41の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15)に基づく、外国貨物の滅却について、下記のとおり包括滅却の承認を受けたいので申請します。

記

保税地域の名称及び所在地							
滅却管理責任者の氏名							
実行者の氏名							
恒常に発生する滅却貨物の品名及び年間予定数量							
滅却の場所							
滅却の方法							
滅却の事由							
承認期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで					
備考							

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
 2. 印欄は、税關において記入します。
 3. 記載内容に変更があった場合には、改めて提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3175号

届出番号

外 国 貨 物 亡 失 届

平成 年 月 日

税関長 殿
 届出者
 住 所
 氏名(名称及び代表権者の氏名)
 (署名)

外国貨物を亡失したため、下記のとおり届け出ます。

記

適用法令	1. 関税法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15) 2. 関税法第65条第3項 3. 関税法第67条の12 (上記1から3で該当する番号を で囲んで下さい。)	
保税地域の名称・所在地 (上記1に該当する場合のみ記載)	保税地域名: 住所:	
亡失した貨物の明細	品 名	
	記号・番号	
	数 量	
	価 格	
	参考事項	
亡失した貨物が置かれていた場所(亡失した場所)		
亡失した年月日		
亡失の事由		

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者(法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。)の氏名を記載してください。
 2. この届出書は、1通提出して下さい。
 3. 参考事項欄には、適用法令が1に該当する場合は、輸出貨物又は輸入貨物の別、2に該当する場合は、保税運送の承認書の番号、3に該当する場合は輸出の許可書の番号を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3195号

申請番号

保税蔵置場

保税工場

保税展示場

総合保税地域

許可の承継の承認申請書

平成 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

(署名)

関税法施行令第39条の2第1項又は第2項(第50条の2、第51条の8、第51条の15)の規定により、下記のとおり申請します。

記

保税蔵置場(保税工場・保税展示場・総合保税地域)の名称	
保税蔵置場(保税工場・保税展示場・総合保税地域)の所在地	
承継後の保税蔵置場等の名称	
被相続人の氏名、合併前の法人の名称又は分割前の法人の名称	
被相続人の住所、合併前の法人の住所又は分割前の法人の住所	
合併後存続する若しくは設立される法人の名称又は分割後当該許可を承継する法人の名称	
合併後存続する若しくは設立される法人の住所又は分割後当該許可を承継する法人の住所	
許可の承継の理由	
相続、合併又は分割が予定されている年月日	

- (注) 1. 申請書欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)
2. この申請書は1通(税関支署を経由する場合は2通)提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3196号

申請番号

保税蔵置場
 保税工場 許可の承継の承認書
 保税展示場
 総合保税地域

平成 年 月 日

殿

税 関 長

平成 年 月 日申請に係る保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継申請については、関税法第48条の2(第61条の4、第62条の7、第62条の15)の規定により下記のとおり承認する。

記

保税蔵置場(保税工場・保税展示場・総合保税地域)の名称

保税蔵置場(保税工場・保税展示場・総合保税地域)の所在地

承継後の保税蔵置場等の名称

被相続人の氏名、合併前の法人の名称又は分割前の法人の名称

被相続人の住所、合併前の法人の住所又は分割前の法人の住所

合併後存続する若しくは設立される法人の名称又は分割後当該許可を承継する法人の名称

合併後存続する若しくは設立される法人の住所又は分割後当該許可を承継する法人の住所

相続、合併又は分割が予定されている年月日

変更等の行われた条件の内容

(規格A4)

税関様式C第3240号

申請番号

外 国 貨 物 蔵 置 期 間 延 長 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第43条の2第2項(第61条の4、第62条の15)の規定により、下記のとおり
保税蔵置場(保税工場、総合保税地域)について外国貨物蔵置期間の延長の承認を受けたいの
で申請します。

記

保税蔵置場(保税工場、 総合保税地域)の名称				
所 在 地				
蔵置期間の 延長をしよ うとする貨 物の明細	記号及び番号	品 名	個 数	数 量
最初蔵入(移入、総保入) 承認年月日及び承認番号	平成 年 月 日 承認番号 第 号			
延長を必要とする期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
延長を必要とする事由				

- (注) 1.この申請書は2通提出して下さい。
2.不要な字句は2本線で抹消して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3310号

外国貨物加工製造等報告書(月分)

平成 年 月 日

税 関 長 殿

保税工場(総合保税地域)の

所在地及び名称

責任者氏名

1. 原 料 品

品名及び規格				
前月末繰越数量				
当月中搬入数量				
当月中搬出数量	輸入			
	その他			
	計			
保税作業に使用した数量				
未使用残高(+ - -)				
上欄中承認を受けた数量				

2. 製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格				
前月末繰越数量				
当月中出来高				
当月中搬出数量	積戻し			
	保税運送			
	輸入			
	その他			
	計			
製品残高(+ - -)				

3. 仕掛品

原料品の品名及び規格				
前月末繰越数量				
原料使用数量(上記1の)				
製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量				
本月末残高(+ - -)				
備考				

(注) 第1欄中「承認を受けた数量」とは、関税法第61条の4において準用する同法第43条の3の承認を受けた数量をいいます。

(規格A4)

税関様式C第3312号

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書(月分)

平成 年 月 日

税 関 長 殿

報 告 者

指定保税工場の所在地及び名称

氏名(責任者氏名)

1. 原料品

品名及び規格	前月末繰越数量	当月中搬入数量	当月中搬出数量			製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量 (下記2の)	原料品及び仕掛品の合計残高(+ - -)	左欄中承認を受けた数量
			輸入	その他	計			

2. 製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格	当月中搬出数量					製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠	製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量
	積戻し	保税運送	輸入	その他	計		

(注) 1. 法人においては、報告者欄に保税工場の所在地並びに名称及びその責任者(原則として工場長)の氏名を記載してください。

2. この報告書は2通を工場所轄税關に提出して下さい

3. 第1欄中「承認を受けた数量」とは、関税法第61条の4において準用する同法第43条の3の承認を受けた数量をいいます。

4. 第2欄中「製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠」には、歩留計算又は仕様等算出の根拠を記入して下さい。

(規格A4)

国際郵便物課税通知書

Notice of Assessment of Duties and Taxes Postal Matters

税関様式 C 第 5060 号
Customs form C No.5060
Date. 年 月 日

課税通知番号
Notice No.

税關
外郵出張所長

印

Director of Branch
Customs Office for
Overseas Mail.
Customs.

(住所)

TEL (電話番号)

差出人 Sender				名宛人 Addressee		
国名 Country		個数 No.		殿		
郵便物番号 Postal No.				住所 Address		
告知書品名 Description						
原産国 Origin				到着通知番号 Arrival Notice No.		
郵便種別 Postal Classification						

()品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)				
税目 Duty / Tax		課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty
正味数量 Net Quantities		価格(円) Value (¥)		税額(円) Duty / Tax (¥)
関税 Customs Duty				減免税額()
				減免税額()
				減免税額()
				減免税額()
()品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)				
税目 Duty / Tax		課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty
正味数量 Net Quantities		価格(円) Value (¥)		税額(円) Duty / Tax (¥)
関税 Customs Duty				減免税額()
				減免税額()
				減免税額()
				減免税額()

納付すべき税額の合計 Total amount of Duties and Taxes		
税科目 Duty / Tax	税額 Amount of Duties and Taxes	納付書番号 No. for the Statement of Payment

税額合計 Duty & Tax Total	
--------------------------	--

上記の税額を納付してください。

() Amount of Exemption/Reduction

--

上記の関税および内国消費税が課されることになりましたので、裏面をお読みのうえ配達を担当する郵便事業株式会社支店(以下「配達事業所」といいます。)に納税を委託するか、又は郵便局の貯金窓口で納税してください。なお、減税又は免税になる場合がありますので裏面をお読みのうえ、納税する前に上記税關にお問い合わせ下さい。また、関税等のほか、郵便事業株式会社から郵便物の通關に伴う手数料(注)が請求されます。(注)郵便物の通關に伴う取扱手数料については、配達事業所又は郵便局にお問い合わせ下さい。

Customs Duty and Internal Tax have been assessed as stated above. Please read instructions as shown on the reverse side and pay duties and taxes to Japan Post Service Co., Ltd.'s delivery office (delivery office) or the Post Office. In case you wish to apply for exemption from, or reduction of duties and taxes, as instructed on the reverse side, please inform the Customs Office to that effect before paying the relevant duties and taxes. In addition to the duties and taxes , you are requested to pay handling charge for dutiable item by Japan Post Service Co, Ltd.

別送品申告をされた方へ

この郵便物について、入国時に海外旅行等に係る別送品申告をされた方は、免税になる場合がありますので、納税しないで課税通知書、別送品申告書(入国の際税關の確認を受けた別送品申告書)を表記税關に提出(又は郵送)してください。

この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に税關長に対して異議申立てをすることができます。この場合、その旨をこの課税通知書を交付した配達事業所又は郵便局にも通知してください。配達事業所又は郵便局における郵便物の保管期間は、原則として1ヶ月以内となっておりますので、1ヶ月経過後、異議申立てをする場合には、その期間内に当該配達事業所又は郵便局に通知してください。

(Note) If you disagree with this notice, you can file a protest to the Director General of Customs within two months from the day following the date of acknowledgement of this notice. In that case, please inform delivery office or Post Office where you received this notice over the counter, too. However, in principle, unclaimed postal items are held at the delivery office or the Post Office within one month period.

郵便事業株式会社 / 郵便局記載欄
配達事業所/郵便局
Delivery Office/Post Office

配達事業所等日付印
Date stamp

この郵便物をお受け取りになるには

- あなた宛に表記の国際郵便物が到着しました。審査の結果、表記の関税及び内国消費税が課されることとなりましたので、納税のうえ郵便物と領収証書をお受け取りください。なお、配達事業所に納税を委託することもできます。
- 上記の手続は、この通知書の配達事業所等日付印の日の翌日から起算して1ヶ月以内に済ませてください。この期間内に手續が行われないと原則として郵便物は差出人に返送されます。
- 受け取った郵便物について内容品の破損等の事故を発見した場合は、直ちに配達事業所又は郵便局に申し出てください。この場合、税金が還付されることもありますので、併せて表記税關まで申し出てください。

この税金について疑問のある方、減税又は免税を受けたい方、関税について一般税率の適用を受けたい方は納税しないで表記の税關までその旨を申し出てください。

- 減税又は免税の対象となる物品は、関税定率法等に規定されていますが、主なものは次の物品です。ただし、これには輸入者の資格、輸入の目的等法令の定めによるいろいろな条件が必要です。単に日用品、中古品、見本又は贈物というだけでは免税の対象なりません。
 - (1) 個人的使用に供される別送品（表記「別送品申告をされた方へ」の手続を行ってください。）
 - (2) 再輸入品（輸出の許可書又はこれに代わる税關の証明書を提出してください。）
 - (3) 学校等の施設において使用する学術研究用品、教育用品
 - (4) 外交官用品
 - (5) 再輸出される物品
- 簡易税率を適用して課税された物品（別送品を除く。）について、簡易税率によることを希望しない旨を税關に申し出たときは、その全部について、一般的の貿易貨物と同様の税率（一般税率）が適用されます。
- 詳しくは表記の税關にご照会ください。

その他

関税等を納付して輸入された通信販売物品等の品質等が、予期しなかったものである等の理由により、返送等する場合には、輸入した日から原則6ヶ月以内に所定の手続を行うことにより関税等の払戻しを受けられることがありますので、返送等する前に表記の税關にご相談ください。

Procedure to Receive Held Item(s):

- You are hereby notified of the arrival of postal Item(s) addressed to you. Customs Duty & Internal Taxes have been assessed as stated on the front page of this form. In order to receive the held Item(s) in question, it is necessary to pay the total amount of duties and taxes in cash to Japan Post Service Co., Ltd.'s delivery office (delivery office) or the Post Office. A receipt will be provided upon payment.
- The above procedure must be carried out within one month from the day following the date stamped hereon by the delivery office or the Post Office. After one month, the item(s) will be returned to the sender.
- If you find the contents of the item(s) prove to be damaged or missing, please inform the delivery office or the Post Office immediately. Failure to inform the delivery office or the Post Office immediately may limit your recourse to compensation. Under some conditions, you may receive a refund of duties and taxes. If you wish to apply for this procedure, please contact the Customs Office.

If you have any questions concerning this assessment, wish to apply for exemption from, or reduction of, duties and taxes, or prefer customs duty assessment in accordance with generally applicable duty rates, please inform the Customs Office before paying the duties and taxes.

- Articles eligible for exemption from, or reduction of, import duties and taxes, as prescribed in the Customs Tariff Law and related ordinances, are principally those described hereunder:
 - (1) Unaccompanied goods intended for personal use. (A "Declaration of Unaccompanied Goods and Personal Effects" form, duly certified by Customs at the port of entry, must be submitted to the Customs Office indicated on the front of this form.)
 - (2) Re-imported goods (Please submit an export permit or customs certificate in lieu thereof.)
 - (3) Articles to be used in scientific research or for educational purposes
 - (4) Articles to be used in diplomatic services
 - (5) Articles to be re-exported
 Such exemption or reduction will, however, be granted only when the required conditions (e. g. status of the importer, purpose of the importation, etc.) are fully satisfied. Classification of the item(s) as "articles for everyday use", "gifts", or "used articles" will not, in and of itself, entitle the items to exemption from, or reduction of duties and / or taxes.
- With regard to postal item(s) assessed in accordance with simplified Customs duty rates for small-value importation, upon notifying the Customs Office indicated on the front of this form, you may request to have the item(s) assessed in accordance with generally applicable Customs duty rates.
- For further information, please contact the Customs Office indicated on the front of this form.

Others

If you are not satisfied with mail-order merchandise, etc. and return or dispose of that merchandise after having paid duties and taxes for its import, you may request a refund of the duties and taxes by taking the required Customs procedures within six months from the date of import. Please contact the Customs Office indicated on the front of this form before returning or disposing of the merchandise.

税関様式C 第5080号

郵便はがき

郵出

号

輸出郵便物の通関手続について

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

通信事務郵便
配達記録

殿

平成 年 月 日

税關 外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)

郵便事業株式会社 支店

郵出

号

輸出郵便物の通関手続について(控)

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

殿

平成 年 月 日

あなたが外国あてに差し出された表記の郵便物については、税関手続が必要です。手続には下記の書類が必要ですので、この通知書とともに郵送して下さい（持参されても結構です。）。

手続に必要な書類

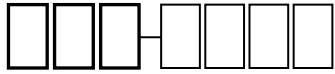
仕入書（輸出インボイス）

輸出貿易管理令に基づく許可・承認証

その他（ ）

税関に提出した書類の返送を求める場合は、住所を書いて切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

（郵送先）



（出張所所在地）

郵便事業株式会社 支店 階
税關 外郵出張所 行

- （注）1. 不明の点がございましたら当税關（電話 ）までご連絡下さい。
2. すでに税關に必要書類を提出済の場合は、はがきの表左上方の「郵出 番号」をお知らせ下さい。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1月以内に税關手続を行わない場合には、この郵便物はあなたに返送されますから、あらかじめご承知下さい。

税関様式 C 第 5081 号

通信事務郵便

郵便はがき

配達記録

通知番号 Notice No.

--	--	--

--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日		名宛人	
差出人の氏名			殿
国名		個数	
郵便物の番号			
品名			
通貨			
価格			
郵便物の種類			
税關 外郵出張所 (出張所所在地) (電話番号) 郵便事業株式会社 支店			

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。

税關への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用して下さい。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。

不明な点があれば、上記税關に問い合わせて下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）日曜日・祝日及び年末年始は閉庁です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キリトリ線

通知番号	
------	--

連絡事項

--

保留カード

通知番号

差 出 人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名 宛 人	
保 留 開 始	
出 庫	
備 考	

ご注意

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、(各出張所の実情による)です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で郵便事業株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、郵便事業株式会社配達支店又は郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので郵便事業会社配達支店からの案内に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便事業株式会社配達支店での保管となりますので、同支店からの案内により同支店に納税を委託するか、又は郵便局にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外郵出張所地図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--

(出張所所在地)

郵便事業株式会社 支店 階

税関 外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄

税関様式 C 第 5090 号

輸入郵便物検査通知書

番号
平成 年 月 日

名あて研究機関の住所
同機関の長

殿

税関 外郵出張所長
郵便事業株式会社 支店長

本日貴研究機関あてに生物学上の材料を包有する下記の国際郵便物が到着しましたが、これを検査するために必要ですから、担当職員を当所へ出頭させて下さい。

なお、この通知書を発送した日から1箇月以内に出頭されない場合は、差出人宛返送しますからご承知おき下さい。

記

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個

差出人の住所及び氏名

(注意)事務の都合上、日曜日及び休日以外の日の午前9時から午後4時(ただし、土曜日は正午まで)の間に出来て下さい。

なお、出頭される場合には必ず本書を持参願います。

保管番号 担当(税関職員)

(規格A4)

税関様式 C 第 5091 号

輸入郵便物保税扱通知書

番号
平成 年月日

〔名あて研究機関の住所
同機関の長〕 殿

税関 外郵出張所長
郵便事業株式会社 支店長

貴研究機関あてに生物学上の材料を包有する次の国際郵便物が到着しましたが、この郵便物を受け取るためには、最寄りの税関の下記の許可及び承認を受ける必要がありますから、至急その手続を行ったうえ、許可書及び承認書を、当該郵便物を保管している郵便事業株式会社配達支店又は郵便局に提出して郵便物をお受け取り下さい。

配達支店 / 郵便局 日付印

なお、この通知書の配達支店 / 郵便局の日付印の日付から 1 月以内に手続をされない場合は、差出人あて返送しますから御承知おき下さい。

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個

差出人の住所及び氏名

記

1. 貴研究機関又はその他の場所に当該郵便物を置くことについて（関税法第30条第1項ただし書第2号の規定による）他所蔵置の許可
2. 郵便事業株式会社配達支店 / 郵便局から貴研究機関又はその他の場所まで当該貨物を運送することについて、（関税法第63条第1項の規定による）保税運送の承認

配達支店 / 郵便局 日付印

(規格 A 4)

税関様式 C 第 5608 号

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
 発見通報 第 号
 (発見通報書番号)

郵便事業株式会社 支店長 殿

外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(航空、SAL、船便) 小包(航空、SAL、船便) 特殊(書留、保険付) EMS	
3. 差出人 (住所)		
(氏名)		
4. 名あて人 (住所)		
(氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

税関様式 C 第 5634 号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
 認定通報 第 号
 (認定通報書番号)

郵便事業株式会社 支店長 殿

外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第3号・第4号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴店における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便事業 株式会社 支店 処理欄	上記の郵便物は、当店において平成 年 月 日 (廃棄、返却)処理されました。	日付印

税関様式 C 第 5808 号

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
 発見通報 第 号
 (発見通報書番号)

郵便事業株式会社 支店長 殿

外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当する貨物と想料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(航空、SAL、船便) 小包(航空、SAL、船便) 特殊(書留、保険付) EMS	
3. 名あて人 (住所)		
(氏名)		
4. 差出人 (住所)		
(氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

税関様式C 第5834号

取扱注意

郵便物認定期報書

平成 年 月 日
 認定通報 第
 (認定通報書番号)

郵便事業株式会社 支店長 殿

外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の11第1項第9号・10号物品（輸入してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴店における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便事業 株式会社 支店 処理欄	上記の郵便物は、当店において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。	日付印

受理番号

特例輸入者
特定保税承認者 承認申請書
特定輸出者

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所
氏名又は名称
電話番号
輸出入者符号
代表者名(法人の場合)

印

代理人

住 所
氏名又は名称

印

- ・関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者
 - ・関税法第 50 条第 1 項(特定保税承認者)
 - ・関税法第 61 条の 5 第 1 項(特定保税承認者)
 - ・関税法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者
- 申請します。

の承認を受けたいので、下記のとおり

記

1. ・関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名

2. ・関税法第 51 条第 1 号イからハまで(第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか に該当する事実の有無(該当
- ・関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまでのいずれか
 - ・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか

する事実がある場合にはその内容)

3. 許可を受けている 保税蔵置場 の名称及び所在地
保税工場

4. その他参考となるべき事項

5. 承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先
輸出入者、特定保税承認者

代理人

税関様式C 第9010号

承認番号

特例輸入者
特定保税承認者 承認通知書
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認申請については、承認したので通知します。

(注) 承認者の住所、氏名又は名称、役員（代表者を含む。）及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

税関様式C 第9020号

特例輸入者
特定保稅承認者 不承認通知書
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認申請については、承認をしないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日

不承認理由

**特例輸入者
特定保稅承認者 承認内容変更届
特定輸出者**

平成 年 月 日

税関長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

代理人

住 所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日付承認番号 号により承認を受けた
 の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

**特例輸入者
特定保稅承認者 承認
特定輸出者**

記**1. 変更内容等**

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

2.
 - ・関税法第7条の5第1号イからハ
 - ・関税法第51条第1号イからハ(法第62条において準用する場合を含む。)
 - ・関税法第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実

がある場合には、その内容)

- (注) 1. 住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。
 2. 役員(代表者を含む)代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示する書類(一覧表等)及び履歴書(役員以上)を添付してください。
 3. 役員(代表者を含む)代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2.」欄の記入は不要です。
 4. 法令遵守規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則を添付してください。

税関様式C 第9050号

特例輸入者
特定保稅承認者 承認取消書
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付承認番号 号により承認した 特例輸入者
特定保稅承認者 の承認
特定輸出者

については、下記の理由により 取り消した 取り消す ので、通知します。

記

税関様式C 第9060号

申請番号

特例輸入者

特定保税承認者 承認の承継の承認申請書

特定輸出者

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

印

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

代 理 人

住 所

印

氏名又は名称

- ・関税法施行令第4条の15第2項
- ・関税法施行令第44条の2第2項 において準用する関税法施行令第39条の2第1項、第2
- ・関税法施行令第50条の2
- ・関税法施行令第59条の11第2項

項又は第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称	
被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所	
承認の承継の理由	
相続があった年月日又は合併若しくは分割が予定されている年月日	

税関様式C 第9070号

承認番号

特例輸入者

特定保税承認者 承認の承継の承認書

特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付承認の承継の申請については、承認したので通知します。

(注) 承継の承認を受けた特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

税関様式C 第9080号

特例輸入者
特定保税承認者 承認の承継の不承認書
特定輸出者

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付承認の承継の申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受 理 年 月 日

理 由

税関様式C 第9120号

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書

平成 年 月 日
税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称
代表者名(法人の場合)
(署 名)

関税法 第50条第1項
第61条の5第1項 の規定により下記の場所において

外国貨物の蔵置等 に関する業務を行いたいので関係書類を添えて届け出ます。
保 税 作 業

記

法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日 : 年 月 日 承認番号 : 承認税関 :
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称 : 所在地 : 構造 棟数 延べ面積(平方メートル)
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

- (注)1. 届出者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所又は居所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)
 2. この届出書は2通提出して下さい。
 3. 不要の部分は抹消して下さい。

税関様式C 第9123号

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書
(兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届)

平成 年 月 日
 税 関 長 殿

届 出 者
 住所又は居所
 氏名又は名称
 代表者名(法人の場合)
 (署 名)

関税法 第50条第1項 の規定により下記の場所において
 第61条の5第1項

外国貨物の蔵置等 に関する業務を行いたいので関係書類を添えて届け出ます。
 保 税 作 業

記

法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日 : 年 月 日 承認番号 : 承認税関 :
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称 : 所在地 : 構造 棟数 延べ面積(平方メートル)
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

- (注)1. 届出者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所又は居所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
2. この届出書は2通提出して下さい。
 3. 不要の部分は抹消して下さい。
 4. 本届出書が受理された場合には、同場所に係る保税蔵置場又は保税工場につき、同日付で廃業の届出がなされたこととなります。

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届

平成 年 月 日
税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称
代表者名(法人の場合)
(署 名)

関税法 第 50 条第 1 項
第 61 条の 5 第 1 項 の届出に係る事項について、下記のとおり変更するので、届け出
ます。

記

法第 50 条第 1 項・法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係る 場所の名称及び所在地	名称： 所在地：	
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後
変更のあった年月日		

- (注)1. 届出者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択す
ることができます(法人においては、法人の住所又は居所及び名称並びにその代表者の氏名を記
載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)
2. この届出書は 1 通提出して下さい。
3. 不要の部分は抹消して下さい。

税関様式C第9130号

申請番号

特定保税承認者の承認の更新申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所又は居所
氏名又は名称
代表権者名(法人の場合)
(署 名)

関税法 第50条第4項
第61条の5第4項 の規定により、下記の承認について、

更新を申請します。

記

特定保税承認者の承認番号	
特定保税承認者の承認を 受けた税関名	

(注) 1. 申請者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所又は居所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

2. この申請書は1通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第9140号

申請番号

特定保税承認者の承認の更新通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長

平成 年 月 日付け申請の関税法 第50条第4項
第61条の5第4項 の規定に
よる更新申請については、下記のとおり更新したので通知する。

記

特定保税承認者の承認番号	
承認の期間（8年間）	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
承認の更新に伴い許可が更新された保税蔵置場・保税工場の名称	

(規格A4)